

学校施設の開放について

東根市立第三中学校

1 学校開放日（期間：1月4日～12月28日）

(1) 平日：部活動終了後や部活動が行われない夜間とする。

(2) 休業日：①部活動(練習・試合等)が行われない土・日曜日、祝日とする。

②部活動終了後や部活動が行われない夜間とする。

※土曜日の午前・午後は本校の部活動を優先する。

※日曜日は原則として、部活動は行わない。

(3) 開放時間

① 平日： 18:30～21:30（施錠）

② 休業日

（屋外）： 6:00～21:30（施錠）

（屋内）： 8:00～21:30（施錠）

申請許可時間内で

2 手続きについて

(1) 使用する団体の責任者は、事前に来校し、使用目的と計画を学校担当者（教頭）に説明する。そして、学校長の承認を得た後、許可とする。

利用者は、東根市内に在住、在勤又は在学する者で団体を構成し、かつ、当該団体に監督者としての成人が含まれるものとする。使用料は無料とするが、使用団体によっては、市の規定により、使用料をとる。

(2) 使用責任者には、事前に「使用条件」（以下参照、「申請書」より抜粋）及び開錠・戸締り、火気・施錠等について十分に説明し、責任をもって使用してもらう。また、「学校施設使用日誌」への記入を義務づける。

1 会場の使用後は使用者において後始末をすること。

2 建造物、附属物品を毀損滅失した時は使用者の負担とすること。

3 場内外の取締り、特に火気の使用及び後始末を厳守すること。

4 その他、教育委員会（施設の長）の指示を遵守すること。

5 使用中の怪我等については使用者がその責任を負うこと。

(3) 使用する団体の責任者（又は届出人）は、「教育施設使用許可申請書」及び「教育施設使用日時明細」（1月に複数回使用する場合に必要）に必要事項を記入し、使用希望日の少なくとも3日以前に、学校担当者（教頭）に提出する

※教頭が不在の場合は体育主任または学校事務担当に提出する。

（次の月の申請は、前月の25日まで）

(4) 学校担当者は、使用日時を確認し、使用許可できる場合は、「教育施設使用許可申請書（本人控）」及び「教育施設使用許可申請書（施設長控）」（写し）、「教育施設使用日時明細」（写し）を返却し、許可する。

(5) 許可後、都合により、変更が生じた場合は、使用責任者に連絡する。

3 施設利用について

(1) 使用団体の責任者は、学校開放管理指導員である小林キエ子氏宅より、鍵を借り、開錠する。また、使用後は、責任をもって管理指導員に返却し、使用日誌に記入する。

ピロティ使用の場合も、必ず使用日誌に記入する。

<学校開放管理指導員：小林キエ子氏>

電話:0237-44-2512 住所：東根市大字泉郷 1893-6（東郷小向い）

(2)管理指導員宅には、次の鍵があるので、使用場所に応じて借用し、開錠・施錠する。

<参考：使用場所に応じて借用する鍵>（○：必ず借用、△：必要な場合借用）

	体育館入口の鍵	外トイレの鍵	照明の鍵
体 育 館	○		
武 道 場	○（武道場入口の鍵も必要）		
ピ ロ テ ィ	△（トイレ使用の場合）		
サ ッ カ ー 場		△（トイレ使用の場合）	○
ソフトボール場		△（トイレ使用の場合）	○
野 球 場		△（トイレ使用の場合）	○

(3)武道場は普段施錠しているので、使用する場合は事前に学校へ連絡する。

(4)地域開放教室(多目的ホール、音楽室、コンピュータ室、調理実習室)を使用する場合は、前日にシャッターを下ろし、管理棟・教室棟に立ち入らないようにしておく。

その際、前日までの段階で、東口の開放用玄関の鍵一式を渡しておく。

(5) (4)の際、職員玄関前の2つの警報システムを解除した後、開放玄関から入るように説明する。※開放玄関の警報システムは解除の必要はない。

4 施設利用上の注意

(1) 開錠・施錠、鍵の返却は責任をもって行う。特に、次の箇所の施錠、消灯の確認を行う。また、体育館、武道館使用の場合は、体育館入口にある「学校施設使用報告書」に必要事項を記入する。

①トイレ（体育館、外）

②体育館非常階段入口（照明のスイッチは、体育館＝ステージへのスロープ）

③体育館とピロティとの出入口（ガラス戸）

④体育館とプールとの出入口（ガラス戸）

⑤その他、特に、外に面している戸、窓

(2) 会場使用後の後始末、現状復帰、清掃等を行う。なお、不適切な使用状況が改善されない場合は、その後の使用可否について検討する。

(3) 施設、設備等を毀損滅失した時は、学校（教頭、44-2120）まで連絡する。また、施設・設備等について、異変・異常に気づいた場合も同様とする。

緊急の場合は、**山形警備保障（023-634-1266）**へ連絡する。

(4) 校地内では全面禁煙とする。また、生徒による環境美化運動中なので、ゴミ箱には、ゴミを捨てないようにする。他団体と一緒に活動の場合は、他団体にも周知する。

(5) 冬期間の火気取扱いについては、原則、使用を認めていないが、特例により使用許可を得た場合は、十分留意して使用し、後始末まで責任を持って行う。

(6) 外の用具室等については、安全管理上施錠してあるので、借用する場合は、関係部活動顧問を通して教頭に連絡し、了解を得る。